

農地を相続した時の届け出について

久御山町の農地をお持ちの方が亡くなられて、その農地を相続されたら、町農業委員会に届け出が必要です。

- 届け出の必要な方 : 久御山町の農地を相続された方
届 け 出 の 期 間 : 相続の日から10ヵ月以内
必 要 な も の : ①印鑑（認め印で結構です）
②土地の全部事項証明書の写し（相続登記済みのもの）

※久御山町以外の農地を相続された方は、農地のある市町村の農業委員会に届けてください。

問い合わせ先：農業委員会事務局（産業・環境政策課内）
電話 075-631-9964 0774-45-3914